

令和4年11月1日  
関東信越厚生局

## 元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和4年10月19日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消相当

- |       |   |                                  |   |   |   |   |           |
|-------|---|----------------------------------|---|---|---|---|-----------|
| (1) 名 | 称 | アルファスデンタルクリニック                   |   |   |   |   |           |
| (2) 所 | 在 | 東京都港区六本木四丁目8番4号<br>ARUGA 六本木ビル3階 |   |   |   |   |           |
| (3) 開 | 設 | 者 関口 了太                          |   |   |   |   |           |
| (4) 指 | 定 | 取                                | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年11月1日 |

※ 当該保険医療機関は、平成29年9月28日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

#### 2. 保険医の登録の取消

- |       |   |             |   |   |   |   |                                |
|-------|---|-------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 関口 了太 (41歳) |   |   |   |   |                                |
| (2) 登 | 録 | 取           | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和4年11月1日                      |
| (3) 根 | 拠 | と           | な | る | 法 | 律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)<br>第81条第2号 |

### 【行政処分等に至った経緯】

当該医療機関について、患者からの実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があった。このため、患者の口腔内を確認したところ、実際には行っていない診療報酬が請求され、歯冠修復物が装着されていないことが認められた。

当該調査の結果、診療を行っていないにもかかわらず、診療報酬を請求していることが強く疑われたことから、平成29年9月から同年12月まで計4日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

## 【行政処分等の主な理由】

### 1. 保険医療機関

元開設者である関口了太は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

### 2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である関口了太歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。